平成２２年（フ）第４８号
山形市香澄町２丁目11番１号、住民票上の住所山形県西村山郡河北町谷地辛2100番地
破産者　増川　　隆
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
金沢市窪７丁目295番地　クレインビル205号室、住民票上の住所石川県小松市下粟津町ヤ70番地１、従前の住所石川県羽咋市千里浜町タ91番地、石川県七尾市南藤橋町子部60番地１
破産者　千富交易こと　藏前　勇夫
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
金沢市平和町２丁目６番23号　県営住宅23棟103号
破産者　木村　元一
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４６３号
名古屋市名東区野間町61　高針北住宅Ａ号棟305号室、住民票上の住所名古屋市守山区泉が丘1512番地
破産者　杉崎　正英
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７７号
名古屋市守山区大字下志段味字長根1535番地
破産者　井伊谷　求
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４７号
名古屋市港区善進本町188番地　ラビデンス善進本町403号
破産者　中村アユ子
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９１号
名古屋市北区辻本通２丁目３番地　第２若葉ビル102号
破産者　渡邉　幸市
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９２号
名古屋市北区辻本通２丁目３番地　第２若葉ビル102号
破産者　渡邉　雅子
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８２号
愛知県愛知郡東郷町兵庫２丁目８番地３　ＨＩＲＵＺＵ三ツ池Ａ棟205号
破産者　藤島　竜紀
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９８号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番18号グランドール新石切106号、開始決定時の住所大阪府東大阪市中石切町４丁目８番30号
破産者　藤井　弘美
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１００号
大阪市港区南市岡１丁目８番20号
破産者　杉林　義夫
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４７号
大阪府寝屋川市寝屋１－５－１―301号、住民票上の住所大阪府吹田市穂波町24番10号
破産者　鈴木貫太郎
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３号
大阪府吹田市竹見台４丁目１番Ｂ７―309号
破産者　谷口　　功
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６８号
大阪市中央区松屋町９番20号　ローレルステート松屋町1406
破産者　塚原　昌子
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２１号
大阪市鶴見区今津中２丁目４番７―1005号
破産者　大木　義明
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４３号
奈良県天理市田井庄町597番地、開始決定時の住所大阪府豊中市浜２丁目20番52―201号
破産者　松田　健一
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９９号
大阪市住之江区御崎２丁目５番６号　スタジオラマンタ502
破産者　Ｋ―ＴＥＣこと　久永　健治
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０８９号
堺市南区高尾２丁418番地61、開始決定時堺市南区高倉台２丁34番５号
破産者　サヤマ精工こと　武田　辰信
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係